豊田市わくわく事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号。）に定めるもののほか、地域住民が地域資源を活用し、地域の課題解決又は活性化に向けて、主体的に取り組む事業（以下「わくわく事業」という。）への補助金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第２条　この補助金は、わくわく事業に要する経費を補助することにより、豊田市まちづくり基本条例（平成１７年条例第９２号）第１６条に規定する共働の推進及び同条例第１７条に規定する都市内分権の推進に向け、豊田市地域自治区条例（平成１７年条例第９３号）第４条に規定する地域会議が所管する区域（以下「地域」という。）において、知恵や工夫が最大限に生かせ、地域住民が「自ら考え、自ら実践する」ことを信条に公共性及び公益性の高い活動を行い、個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築することを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たす団体とする。

（１）５人以上で組織された団体

（２）活動が地域の多数の住民に支持されると認められる団体

（３）政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体

（４）暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体

（補助事業）

第４条　補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、地域の課題解決又は活性化に資する事業であって、次に掲げるものとする。

（１）保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業

（２）地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツを通して地域づくりを推進する事業

（３）安全で安心な地域づくりを推進する事業

（４）地域の生活環境の改善、景観づくり又は自然環境保全を図る事業

（５）子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業

（６）地域の特性を生かした産業振興を通して地域づくりを推進する事業

（７）地域づくりに有効な助言又は提案を受けるための事業

（８）その他個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築するための事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助対象としない。

（１）豊田市又は豊田市の外郭団体で実施している他の助成制度の補助を受けている事業

（２）趣味的活動を目的とする事業

（３）特定の人又は団体の利益を目的とする事業

（４）政治活動又は宗教活動を目的とする事業

（５）暴力団関係者を利する事業

（６）その他市長が適当でないと認めた事業

（補助対象経費）
第５条　補助金の交付対象とする経費は、補助事業の目的を達成するために直接必要な経費とし、別表のとおりとする。
２　前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは補助対象としない。
（１）団体の経常的な活動に要する経費（団体の事務所等を維持するための経費を含む）
（２）特定の個人又は団体の受益にとどまる経費
（３）その他市長が適当でないと認めた経費
（補助金額等）
第６条　補助金の交付は、予算の範囲内で、申請事業ごとに補助金額を決定するものとする。
２　補助率は別表のとおりとする。
３　補助金の額の決定に当たって、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
４　１団体への交付額は、原則年間１００万円を限度とする。ただし、市長が別に定めた基準を満たす場合は、この限りではない。
（補助金の交付の申請）
第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、募集要項を確認した上で、豊田市わくわく事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。
２　募集要項は、補助金の交付申請に必要な事項について、この要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。
３　様式第１号に規定するもののほか、事業内容により特に必要とする書類は、次に掲げるものとする。
（１）見積書（委託料、工事請負費、修繕料、備品購入費）
（２）その他市長が必要と認めた書類
４　申請者は、土地等を使用する事業の場合は、申請前に土地等の所有者や管理者の同意について適切な手続をとらなければならない。
（申請等の特例）
第８条　申請者又は補助事業を行う申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる申請等については、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。
（１）前条に規定する交付申請
（２）第１０条第１項に規定する交付決定前着手承認申請
（３）第１４条に規定する代表者変更届
（４）第１５条第１項に規定する変更等承認申請
（５）第１７条に規定する実績報告
（６）第１９条第３項に規定する概算払申請
（７）第２１条第１項に規定する備品台帳及び資産台帳
（８）第２１条第４項に規定する財産処分承認申請

２　前項の規定により同項各号の申請等がなされたときは、当該電子的記録は当該書類とみなす。

（見積書の提出基準）

第９条　第７条第３項第１号の規定による見積書の提出を要する基準は、次の表のとおりとする。

区分	同一業者からの見積合計額	見積業者必要数
委託料 工事請負費	５０万円未満	１者
	５０万円以上	２者
修繕料 備品購入費	２万円以上１０万円未満	１者
	１０万円以上	２者

※消費税等を含めた金額とする。

（交付決定前着手）

第１０条　申請者は、交付決定前に事業を実施しようとするときは、豊田市わくわく事業補助金交付決定前着手承認申請書（様式第２号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、わくわく事業補助金交付決定前着手承認申請書が提出されたときは内容を審査し、適当と認めたときは交付決定前着手を承認し、豊田市わくわく事業補助金交付決定前着手承認通知書（様式第３号）により、申請者に通知しなければならない。

３　前項の規定により承認された申請者の補助金の対象となる期間は、わくわく事業補助金交付決定前着手承認通知書の承認日を始期とする。

４　前３項の規定により交付決定前着手が承認された場合でも、市長が補助事業に該当しないと決定した場合は、補助の対象とならない。

（審査）

第１１条　市長は、補助金の交付の適否、補助金の額及び付すべき条件について審査するため、地域住民等で構成される審査会を設置する。

２　審査会の構成員及び定数は、市長が別に定める。

３　審査の基準及び方法は、公開及び説明責任の原則に基づき、関係法令等の範囲内で市長が定めるものとする。

（補助金の交付の決定及び通知）

第１２条　市長は、審査会の審査結果を踏まえ、補助金の交付の適否、補助金の額及び付すべき条件について決定する。

２　市長は、補助金の交付の対象となる事業を決定したときは、豊田市わくわく事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知する。補助事業に該当しない場合は、豊田市わくわく事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知する。

３　市長は、交付決定前着手を承認した場合においても、前２項の規定による交付決定手続を審査会の審査終了後に速やかに行うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１３条　市長は、この補助金を受ける補助事業者が第３条及び第４条に規定する条件に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を

取り消すものとする。
２　市長は、補助金の交付の決定を取り消す場合は、豊田市わくわく事業補助金交付決定取消通知書（様式第６号）により補助事業者に通知する。
３　市長は、第１項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させなければならない。
（代表者の変更）
第１４条　申請者又は補助事業者は、代表者を変更したときは、豊田市わくわく事業補助金代表者変更届（様式第７号）を、速やかに市長に提出しなければならない。
（計画変更）
第１５条　補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに豊田市わくわく事業補助金計画変更承認申請書（様式第８号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
２　市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第１２条の規定による決定を変更することができる。
（変更決定通知）
第１６条　市長は、前条第２項の規定により当該補助事業の変更を承認したときは、豊田市わくわく事業補助金変更決定通知書（様式第９号）により、補助事業者に通知しなければならない。
（実績報告）
第１７条　補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了（廃止及び中止を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、豊田市わくわく事業補助金実績報告書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。
（実績発表）
第１８条　補助事業者は、発表会等で実績発表を行うものとする。
（額の確定及び交付）
第１９条　市長は、補助金の実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市わくわく事業補助金確定通知書（様式第１１号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。
２　市長は、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。
３　補助事業者は、前項に規定する概算払を必要とする場合は、豊田市わくわく事業補助金概算払申請書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。
（帳簿等の備付け及び保管期間）
第２０条　補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿等を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
２　帳簿等の保管期間は、当該事業の完了（廃止及び中止を含む。）した年度の翌年から５年間とする。ただし、次条第１項に規定する台帳の保管期間については、この限りでない。

（財産の管理及び処分）

第２１条　補助事業者は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる書類を実績報告書と同時に提出しなければならない。

（１）補助事業で取得した備品（豊田市物品管理規則（平成４年規則第３１号）第３条第１項に規定する備品をいう。以下「備品」という。）があった場合　豊田市わくわく事業備品台帳（様式第１３号）

（２）補助事業で取得した資産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「省令」という。）別表第１（ただし、器具及び備品を除く。）及び別表第２に掲げるものをいう。以下、備品と併せて「財産」という。）があった場合　豊田市わくわく事業資産台帳（様式第１４号）

２　補助事業者は、当該補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって財産処分を行うまで管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

３　補助事業者が補助事業により取得した財産は、処分の制限を受ける財産とする。ただし、備品で、取得価格又は評価額が５万円（消費税を含む。）以下のものは除く。

４　補助事業者は、省令に定める期間又はそれに準ずると認められる期間を経過する以前に前項の規定による財産を処分するときは、あらかじめ、豊田市わくわく事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第１５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

５　市長は、前項の規定により申請のあった財産処分を承認したときは、豊田市わくわく事業補助金に係る財産処分承認通知書（様式第１６号）により、補助事業者に通知しなければならない。

６　市長は、前項の規定により通知した補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分をしたことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

（委任）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の豊田市わくわく事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請及びその他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（要綱の失効）

３　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附　則（様式の一部改正）

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に改正前の豊田市わくわく事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市わくわく事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（準備行為）

３　改正後の豊田市わくわく事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請及びその他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第５条及び第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">補助対象経費</td><td>補助率</td></tr>
<tr><td>報償費</td><td colspan="2">講演等に対する謝礼。講師謝礼、出演料及び講師の旅費のみを補助対象とする。ただし、補助額は旅費を除き、講師１人につき１回の講座等の開催につき１０万円を限度とする。</td><td rowspan="5">１０分の９以内。ただし、審査会が必要と認めた場合はこの限りでない。</td></tr>
<tr><td>旅費</td><td colspan="2">事業のための旅行に係る経費。公共交通機関を利用する場合は実費額。自家用車を使用する場合は運行距離で算定し、１ｋｍにつき３０円とする。</td></tr>
<tr><td>消耗品費</td><td colspan="2">使用することで劣化しやすいもの、長期間の保存に耐えないもの等を購入するための経費</td></tr>
<tr><td>燃料費</td><td colspan="2">工具、器具及び備品等の燃料に係る経費</td></tr>
<tr><td>食糧費</td><td colspan="2">飲食物を購入するための経費。団体の構成員に対する作業時及び会議時の飲物代のみを補助対象とする。ただし、講師又は出演者に供する食事で、別に謝礼を払っていない場合は補助対象とすることができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">印刷製本費</td><td colspan="2">記念誌等の冊子を作成するための経費</td><td>１０分の９以内</td></tr>
<tr><td>上記以外の経費</td><td>チラシ、リーフレット等、無料で配布する印刷物の場合は、単価１００円（消費税含む。）を限度とする。</td><td rowspan="9">１０分の９以内。ただし、審査会が必要と認めた場合はこの限りでない。</td></tr>
<tr><td>修繕料</td><td colspan="2">工具、器具及び備品等の本体の、原状復旧を目的とする修繕及び部品の取替えのための経費</td></tr>
<tr><td>賄材料費</td><td colspan="2">調理を必要とする食材等を購入するための経費。なお、団体の構成員のみが食事をするための経費は補助対象外とする。</td></tr>
<tr><td>通信運搬費</td><td colspan="2">郵便料金等の経費及び物品等の運搬に係る経費</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td colspan="2">サービスの提供に係る経費</td></tr>
<tr><td>筆耕翻訳料</td><td colspan="2">通訳及び翻訳の経費</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td colspan="2">ボランティア保険、レクリエーション保険等の経費。事業のための必要最小限の保険料のみ補助対象とする。</td></tr>
<tr><td>委託料</td><td colspan="2">特別な知識及び技術を必要とする事務、事業、調査及び試験研究等を委託する経費</td></tr>
</table>

使用料	機械等の借上げ及び施設、物品等を使用する経費	
工事請負費	特別な知識及び技術を必要とする、工作物等の設置、移転及び撤去の経費	
原材料費	工事、作業、工作等のために必要な材料及び物品を購入するための経費	
備品購入費	備品を購入するための経費	１０分の９以内。ただし、自治区関連の市民団体が自治区行事に使用する備品を購入するための経費については、２分の１以内
負担金	視察及び研修会等で訪問先に支払う参加負担金	１０分の９以内。ただし、審査会が必要と認めた場合はこの限りでない。

様式第１号(第７条関係)

年　　月　　日

豊田市長　様

団体所在地(代表者住所)
〒

フリガナ
団　体　名

フ リ ガ ナ
代表者氏名

電話番号　（　　）　　ー

連絡担当者	氏名	
	住所	〒
	電　話	（　　）　　ー
	E-Mail	

年度わくわく事業補助金交付申請書

豊田市補助金等交付規則第４条の規定により、下記のとおり豊田市わくわく事業補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額　　，０００円

２　補助申請事業名

３　補助事業の目的・内容　　別紙、事業概要等のとおり

４　添　付　書　類

（１）申請書添付資料（様式１～様式３）

（２）その他

・団体の規約、予算書及び決算書（既存のものがある場合）
・団体の構成員名簿（氏名が記載された書類）
・団体の活動をＰＲできる書類（会報等がある場合）
・その他、事業内容により必要とする書類（見積書、活動場所の地図、写真等）

５　申請に係る確認事項(次の３項目について、確認の上、□にレ印を付してください)

□	本申請にかかる申請書及び添付資料の内容について、審査のため公開することに同意します。
□	当該事業は、豊田市や豊田市外郭団体（社会福祉協議会など）による他制度で助成を受けていません。または受ける予定はありません。
□	当団体は、暴力団でなく、暴力団員が役員となっておらず、かつ、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。

申請書添付資料 様式１

補 助 申 請 事 業 概 要

団体名		申請回数	回目
事業名			
補助事業分類 （最も該当する分野ひとつにレ点）	□　１　保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業 □　２　地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツを通して地域づくりを推進する事業 □　３　安全で安心な地域づくりを推進する事業 □　４　地域の生活環境の改善、景観づくり又は自然環境保全を図る事業 □　５　子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業 □　６　地域の特性を生かした産業振興を通して地域づくりを推進する事業 □　７　地域づくりに有効な助言又は提案を受けるための事業 □　８　その他個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築するための事業		
団体設立年月日	年　　月　　日	活動年数	年
活 動 地 域		構成員数	人
事業の目的と具体的な内容	【目的（達成目標）】※最終的に実現したい内容を具体的に記入 【全体計画】※目的を達成するための中長期的な計画（実施期間の想定） 【申請年度の事業内容と期待される効果】		
事業達成年限見込み	□令和　　年度（予定）　　□終了年限なし 【具体的な理由】		

活動実績	※これまでの活動実績とその成果を具体的に記入
地域への貢献度 （公共性・公益性）	※申請年度において、地域の課題解決や活性化につながる効果、地域にとっての必要性などを具体的に記入
事業の実現性 （実現性・妥当性）	※無理のない事業計画、実施体制が十分に検討されていることなどを記入
事業の将来性 （発展性・将来性）	※新しい活動展開の可能性、今後の活動内容や展望などを記入
協力団体及び 協力者	※あれば記入

申請書添付資料 様式２

年 間 活 動 計 画 書

この事業に関する活動内容のみ記載してください。

月	内容・場所・人数など
第一 四半期 ４月 ～ ６月	
第二 四半期 ７月 ～ ９月	
第三 四半期 １０月 ～ １２月	
第四 四半期 １月 ～ ３月	

申請書添付資料 様式３

予　　算　　書

１　収入の部

単位：円

科　　目	金　　額	備　　考
市　補助金	，０００	千円未満切捨
団体負担金 （会費 等）		
そ　の　他 （事業収入・ 自治区支援金 等）		
合　　計		

２　支出の部（この事業に関する経費のみ記載）

単位：円

科　目	金　額		内　　訳	備　考
	事業費	うち補助金 申請額※		
合　計				

※原則９割以内の補助金申請額を記入してください。ただし、９割超の補助を希望する場合、実際に必要な金額（９割超の金額）を記載してください。

３　特例の適用（特例の適用を希望しない場合は不要です。）

特例１ ９割超の補助	□ 希望する　／　□ 希望しない
	【希望する科目】※備品購入費は対象外
	【特例希望の理由】 ※特例を希望する場合は、「特に公共性・公益性が高い理由」を記入
特例２ １００万円超の補助	□ 希望する　／　□ 希望しない
	【表彰歴】
	【特例希望の理由】

※特例２の適用条件･･･申請内容に関する活動が１５年以上継続しており、かつ、国・県・市等の表彰を受けている団体

様式第２号（第10条関係）

年　　月　　日

豊田市長　様

団体所在地（代表者住所）
〒

団　体　名

代表者氏名

年度わくわく事業補助金交付決定前着手承認申請書

豊田市わくわく事業補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり豊田市わくわく事業補助金の交付決定前着手の承認を申請します。

なお、補助対象とならなかった場合は、団体の負担で事業を実施します。

記

１　補助申請事業名

２　交付決定前着手を必要とする理由

様式第３号（第10条関係）

豊　　発第　　号
年　　月　　日

団　体　名

代表者氏名　　様

豊田市長　　印

年度わくわく事業補助金交付決定前着手承認通知書

年　　月　　日付けで承認申請のあった　　年度豊田市わくわく事業の交付決定前着手について、下記のとおり承認しましたので、豊田市わくわく事業補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

１　補助申請事業名

２　承 認 の 内 容
　交付決定前着手を認めます。なお、補助対象とならなかった場合は、団体の負担で事業を実施してください。

３　承 認 の 理 由

４　そ　　の　　他

様式第４号（第12条関係）

豊　　発第　　号
年　　月　　日

団　体　名

代表者氏名　　様

豊田市長　　印

年度わくわく事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった　　年度豊田市わくわく事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、豊田市補助金等交付規則第５条の規定により通知します。

記

１　補助金の額　　金　　円

２　補助金対象事業名

３　補助金の交付の条件は次のとおりとする。

（１）補助事業を計画変更（廃止及び中止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けなければならない。

（２）この補助金はわくわく事業に対する補助であり、使途が不適当な場合は交付した補助金の全部又は一部を返納させることがある。

（３）事業に必要な各種法令等に基づく許認可等を受けること。

（４）その他条件

査　　定　　書

団体名：

1　査定結果　　単位：円

科　目	事業費※	補助対象経費	補助金交付額	査定基準・理由
合　計				補助金額（千円未満切捨）

※申請書の予算書から転記

2　その他

様式第５号(第12条関係)

豊　　発第　　号
年　　月　　日

団　体　名

代表者氏名　　様

豊田市長　　印

年度わくわく事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった　　年度豊田市わくわく事業（事業名：　　）補助金については、不交付と決定しましたので、豊田市補助金等交付規則第５条の規定により通知します。

様式第６号(第13条関係)

豊　　発第　　号
年　　月　　日

団　体　名

代表者氏名　　様

豊田市長　　印

年度わくわく事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け豊　　発第　　号で行った　　年度豊田市わくわく事業（事業名：　　）補助金の交付決定については、取り消しましたので、豊田市補助金等交付規則第１４条の規定により通知します。

取消内容（範囲）：

理由：

様式第７号(第14条関係)

年　　月　　日

豊田市長　様

団体所在地(代表者住所)
〒

団　体　名

代表者氏名

わくわく事業補助金代表者変更届

年　　月　　日に補助金の申請を行った事業(事業名：　　)の代表者を下記のとおり変更したので、豊田市わくわく事業補助金交付要綱第１４条の規定により届け出ます。

記

項　　目	変更前代表者	変更後代表者
団体所在地（代表者住所）	〒	〒
（フリガナ）代表者氏名		
電話番号		

代表者変更日

年　　月　　日

様式第８号（第15条関係）

年　　月　　日

豊田市長　様

団体所在地（代表者住所）

〒

団　体　名

代表者氏名

年度わくわく事業補助金計画変更承認申請書

年　　月　　日付け豊　　発第　　号で交付決定通知（変更決定通知）のあった　　年度豊田市わくわく事業補助金（事業名：　　）について、計画を変更（中止）したいので、豊田市補助金等交付規則第８条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助金申請額の変更

変更前（補助金交付決定額）	変更後
円	円

※千円未満切捨

２　理由

３　計画変更の内容

４　添付書類（当初申請の記載内容に変更がない場合は、省略することができる。）

・活動変更計画書（様式１）

・変更予算書（様式２）

（変更の内容が対比できるように作成すること）

変更承認申請書添付資料 様式１

活動変更計画書　（変更箇所がわかるように記載）

月	内容・場所・人数など
第一 四半期 ４月 ～ ６月	
第二 四半期 ７月 ～ ９月	
第三 四半期 １０月 ～ １２月	
第四 四半期 １月 ～ ３月	

変更承認申請書添付資料 様式２

変　更　予　算　書

１　収入の部　　単位：円

科　　目	変　更　前	変　更　後	備　　考
市補助金			千円未満切捨
団体負担金			
そ の 他			
合　　計			

２　支出の部　　単位：円

科　目	変更前		変更後		備　考 （内　訳）
	事業費	補助金 交付額※	事業費	うち補助金 申請額	
合　計					

※査定書から転記

９割超の補助を希望する・・・□　　９割超の補助を希望しない・・・□

様式第９号(第16条関係)

豊　　発第　　号
年　　月　　日

団　体　名

代表者氏名　　様

豊田市長　　印

年度わくわく事業補助金変更決定通知書

年　　月　　日付け豊　　発第　　号で通知した　　年度豊田市わくわく事業に対する補助金の交付決定（変更決定）を次のとおり変更（中止）しましたので、豊田市補助金等交付規則第９条の規定により通知します。

記

１　計画変更の内容

（１）補助金額

変更前	変更後

（２）内容

２　補助金の交付の条件は次のとおりとする。

（１）補助事業を計画変更（廃止及び中止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けなければならない。

（２）この補助金はわくわく事業に対する補助であり、使途が不適当な場合は交付した補助金の全部又は一部を返納させることがある。

（３）事業に必要な各種法令等に基づく許認可等を受けること。

（４）その他条件

変　更　予　算　査　定　書

団体名：

1　査定結果　　（円）

科　目	変更前			変更後			査定基準・理由
	事業費 ※	補助対象経費	補助金交付額	事業費 ※	補助対象経費	補助金交付額	
合　計							補助金額 （千円未満切捨）

※申請書の予算書から転記

2　その他

様式第10号(第17条関係)

年　　月　　日

豊田市長　様

団体所在地(代表者住所)
〒

団　体　名

代表者氏名

年度わくわく事業補助金実績報告書

年　　月　　日(　　年　　月　　日変更)付け豊　　発第　　号で補助金の交付決定を受けた事業(事業名：　　)を完了したので、豊田市補助金等交付規則第１０条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　添付書類

(１)収支決算書・事業報告書(実績報告書添付資料　様式１)

(２)領収書(写し)

(３)活動写真

※備品を購入した場合は、活動写真に加え、わくわく事業活動備品ラベルを貼り付けて撮影した写真を添付してください。

(４)備品台帳・資産台帳(写し)

※備品又は資産を取得したときは提出してください。

実績報告書添付資料 様式１

１　収支決算書

（１）収入の部　　単位：円

科　　目	予 算 額	決 算 額	備　考
市補助金			千円未満切捨
団体負担金			
その他			
合　　計			

（２）支出の部　　単位：円

科　目	予 算 額		決 算 額		備　考
	事業費	うち補助金交付額※	事業費	うち補助金額	
合　計					

※査定書から転記

２　事業報告書及び事業成果

活動地域	
実施期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

月	活動実績内容・場所・人数など
第一 四半期 ４月 ～ ６月	
第二 四半期 ７月 ～ ９月	
第三 四半期 10 月 ～ 12 月	
第四 四半期 １月 ～ ３月	
成果	※団体の活動によって地域にもたらした効果、今後の課題などを記入

様式第11号(第19条関係)

豊　　発第　　号
年　　月　　日

団　体　名

代表者氏名　　様

豊田市長　　印

年度わくわく事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました　　年度豊田市わくわく事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市補助金等交付規則第１１条の規定により通知します。

記

１　補助対象事業名

２　補助金確定額　　金　　，０００円

３　変更の内容【交付決定額から変更がある場合のみ】

区　　分	変　更　前	変　更　後
補助対象経費		
補　助　金　額		

様式第12号(第19条関係)

年　　月　　日

豊田市長　様

団体所在地(代表者住所)
〒

団　体　名
代表者氏名

年度わくわく事業補助金概算払申請書

　　年　　月　　日付け(　　年　　月　　日変更)豊　　発第　　号で補助金の交付決定を受けた事業(事業名：　　)について、請求書を添えて下記のとおり概算払を申請します。

記

1　補助金額等

補助金交付決定額	円
補助金交付済額	円
概算払申請額	円

2　概算払を必要とする理由(申請額の内訳は別紙のとおり)

	一部の事業実施に当たり、自己資金が足りないため(必要経費分のみ)
	自己資金がなく、事業実施することができないため(全額)
	その他

別紙

科　　目	内　　容	概算払申請額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
合　　計		円

様式第 13 号(第 21 条関係)

わくわく事業備品台帳

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　No.

事業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

整理番号	備 品 名	ﾒｰｶｰ名・型番号	購入年月日	購入業者名	購入金額（補助額）	耐用年数	保管場所など
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
１０							

様式第 14 号(第 21 条関係)

わくわく事業資産台帳

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　No.

事業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

整理番号	資 産 名	所 在 地	敷地所有者	資産概要	取得金額（補助額）	耐用年数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
１０						

様式第 15 号(第 21 条関係)

年　　月　　日

豊田市長　様

団体所在地(代表者住所)
〒

団　体　名

代表者氏名

わくわく事業補助金に係る財産処分承認申請書

年　　月　　日付け豊　　発第　　号で交付決定を受けた　　年度豊田市わくわく事業補助金に関し、下記の財産を処分したいので、豊田市わくわく事業補助金交付要綱第２１条の規定により下記のとおり承認を申請します。

記

事　業　名	
取得財産品目	
取得年月日	年　　月　　日
取得価格	円
処分方法	
処分の理由	

様式第16号(第21条関係)

豊　　発第　　号
年　　月　　日

団　体　名

代表者氏名　　様

豊田市長　　印

わくわく事業補助金に係る財産処分承認通知書

年　　月　　日付けで承認申請のありました　　年度豊田市わくわく事業補助金に係る財産処分承認申請について、下記のとおり承認しましたので、豊田市わくわく事業補助金交付要綱第２１条の規定により通知します。

記

１　財産処分品目

２　承認の条件は次のとおりとする。